

こども家庭庁
第3回こども関連業務従事者の
性犯罪歴等確認の仕組みに関する有識者会議

性犯罪加害者に対する治療的支援

嶋田 洋徳
(早稲田大学人間科学学術院)

1

認知行動療法に基づく治療的支援

- ・現在のところ、性犯罪加害者に対する再犯防止に対しては、認知行動療法に基づく治療的支援が最も有効であるとされている
- ・わが国においては、2004年秋に発生した「奈良女子誘拐殺害事件」を背景とした法改正が行われ、法務省矯正局、保護局において、認知行動療法に基づくカナダやイギリスの実践を先例としながら、性犯罪者処遇プログラムが策定された
- ・法務省矯正局においては、特別改善指導プログラム（R3）、保護局においては専門的処遇プログラムとして、刑務所や保護観察所において実施されている

2

認知行動療法に基づく治療的支援

- ・これらの国家的取り組みを背景として、民間の医療施設等においても、認知行動療法に基づく治療的支援が行われるようになってきているが、数はまだまだ少ない
- ・諸外国においては、いわゆる性欲をコントロールするために薬物療法が併用されることもあるが、わが国では、一部の医療施設で行われるにとどまっている
- ・また、諸外国においては、治療的支援の効果の確認として、プレシスモグラフィ等の計測機器等を用いる場合もあり、その効果を高める工夫がなされているが、わが国では質問票等を用いるにとどまっている

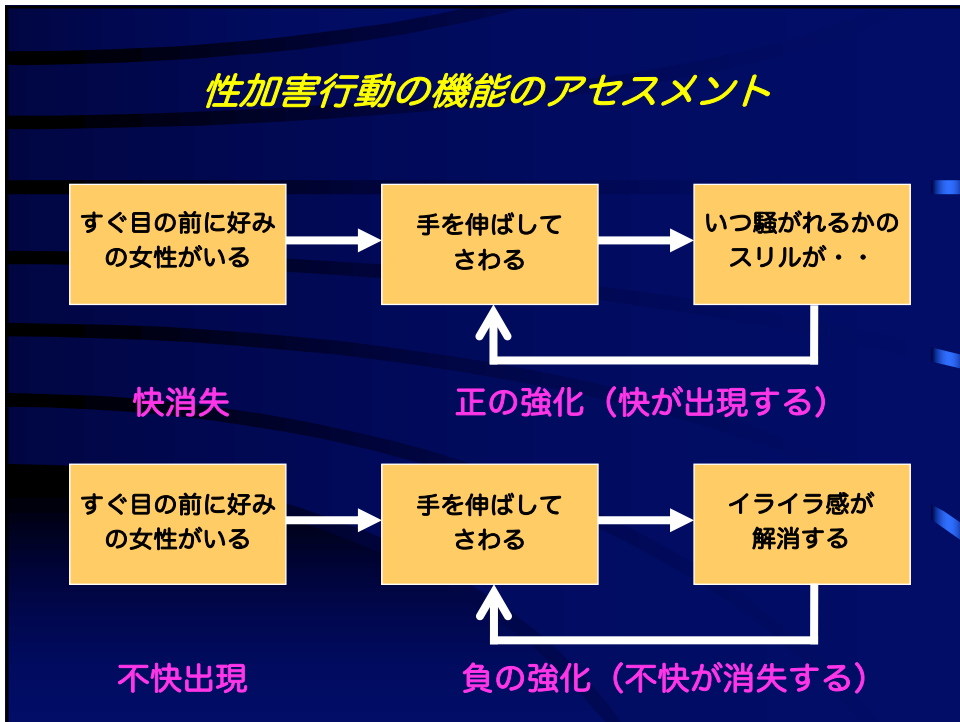
3

認知行動療法に基づく治療的支援

- ・性犯罪加害においては、その背景に共通して存在する性欲の充足に加えて、行動科学的な観点から、性加害行動がどのような「機能」を有しているかのアセスメントを行い、それに見合った治療的支援を行うことが再犯防止に向けた取り組みとして重要な位置を占める
- ・性犯罪者に対しては、厳罰をもって処遇を望む声を強いが、厳罰で再犯が抑止されるというエビデンスはほとんどなく、むしろ再犯率を高める結果に結びつきやすいことが指摘されており、対象者の特徴に見合った手続きが用いられるに至っている（RNR原則）

4

性加害行動の機能のアセスメント



5

再発防止計画 (セルフ・マネジメント・プラン) 法務省

収容中から出所後までの一貫性のある効果的な指導の実施

【再発防止計画の様式改正】

上記内容の充実に対応し“なりたい自分”等に関する欄を設ける

「再発防止計画」(受講者自らが再び性犯罪をしないために作成する計画)の様式を刑事施設・保護観察所で共通化

性犯罪に至るプロセスを行動の連鎖で考えて断ち切る

6

性加害行動の機能のアセスメント

不適切な行動を減らす

取り去る

他の行動に
置き換える

取り去る

先行事象

行 動

後続事象

増やす

行動を
練習する

増やす

適切な行動を増やす

7

認知行動療法に基づく治療的支援

- ・再発防止計画の中には、環境調整（先行事象のコントロール）があり、性加害を行うに至るきっかけを遠ざける内容が元々からその一部に含まれている
- ・子どもに対する性加害を行った者の場合は、生活の中でのなるべく子どもに接触しないような工夫を行うことになり、通勤手段や経路等を変えたり、子どもに関わる職業等についている場合は転職等を勧奨したりする
- ・性的嗜好の短期的変容は一般に困難であり、性犯罪にならない社会的に容認される方法を用いて、その特徴とうまくつき合うことが当面の目標となる（性的嗜好は長期的変容を目指す）

8

被害者が子どもである加害者の特徴

・被害者が子どもである場合は、加害者はいくつかの態様に分けて理解され、13歳未満の被害者がいる場合は、医学的診断である小児性愛障害を念頭においてかかわることが多いが（専従型と非専従型）、性加害行動の機能の理解と合わせて治療的支援に臨む必要がある

1. 性的嗜好が子どもである場合（子どもも対象の場合）
2. 性的嗜好は成人女性であるが、通報等をされるのを回避したり、心理的優位な立場に立ったりするために、結果的に子どもを加害対象としている場合

9

性犯罪リスクの分類

1. 静的 (static) リスク (Static-99R等)

処遇対象者の過去や既遂事案の特徴にかかわるもので
変容困難な要因（年齢、被害者性別、有罪判決歴等）

→ 再犯可能性の長期予測、処遇密度の決定

2. 動的 (dynamic) リスク (=処遇ニーズ)

安定性（比較的長期間をかけて変化する可能性のある
要因：性暴力を容認する態度、問題解決スキルの不足
等）と急性（それ以外：薬物乱用、指導監督拒否等）
に分ける場合がある

→ 安定性：処遇目標の設定、処遇効果の検証
急性：緊急介入の必要性の判断

10

性犯罪者処遇プログラムの限界

- ・ リスクアセスメントに基づいて、最大限の努力がなされて、相応の効果をあげているが、プログラムを受講したかがどうかだけでは個々の再犯リスク評価は困難である
 - 最も体系的に行われているプログラムは、矯正局プログラム（最大約70回：クローズド形式）であり、次いで、民間作成プログラム（8～12回：オープン形式）、保護局プログラム（5回：セミクローズド形式）のように、実施密度にかなりの差異がある
 - 全員が「満点」で受講を修了するわけではない
 - 認知行動療法に基づかない支援法もある

11

DBSの対象犯罪をどう考えればよいか？

- ・ 加害者の性的嗜好が主に成人女性（男性）の場合であっても、子どもが被害者である者が含まれるという実態がある
- ・ 中学高校生が被害者の場合、加害者の性的嗜好は「若い子（若く見える子）」であることが多く、被害者の実年齢とは実質的に関係がないことも多い
- ・ 盗撮、のぞきなどの接触を伴わない加害者の場合、性欲の充足以上の機能を有することが多く、被害者の実年齢に依存しないことも多い
 - DBSは性犯罪全般を対象とする方が妥当か？

12